高知市債権回収業務委託公募型プロポーザル募集要領

１　目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、高知市債権回収業務委託を実施するに当たり、広く企画提案を募集し、最も適切な事業実施候補者を選定することを目的とする。

２　事業の概要

(1)　業務名

高知市債権回収業務

(2)　業務内容

別紙「高知市債権回収業務委託仕様書」のとおり

(3)　業務実施期間

令和９年７月１日から令和 12 年６月 30 日まで

（契約締結日から令和９年６月 30 日までは準備期間とする。）

(4)　委託料

回収した未収金の一定割合を支払う成功報酬、回収不能報告書作成費及び法的措置ごとの着手金・実費とし、上限は次のとおりとする。なお、法的措置ごとの着手金についてはプロポーザルにおける企画提案によるものとする。

《各上限》

①成功報酬率：25％（下限を10％とする。）

②回収不能報告書作成費：5,000円（１件当たり）

③年額委託料：令和９年度　4,631,000円

令和10年度　6,162,000円

令和11年度　7,468,000円

令和12年度　1,863,000円

※①成功報酬率及び②回収不能報告書作成費は消費税及び地方消費税の額を含まない額、③年額委託料は消費税及び地方消費税の額を含む額である。

※年額委託料は徴収率等により受託者と協議のうえ、年度上限額を変更する場合がある。

３　参加資格要件

本業務のプロポーザル参加者は、次に掲げる条件を満たす者とする。

(1)　弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第８条の規定により日本弁護士連合会の弁護士名簿に登録された弁護士又は同法第 30 条の２に規定する弁護士法人（以下「弁護士等」という。）であること。

(2)　複数の弁護士等により構成される連合体（以下「共同事業体」という。）による参加も認めるが、共同事業体の代表を定め、共同事業体構成員名簿及び共同事業体協定書を作成し提出すること。なお、共同事業体を構成する弁護士等は、単独又は他の共同事業体を構成し、重複して参加することはできない。

(3)　弁護士等又は共同事業体を構成する全ての弁護士等は、公告日から契約相手方の候補者（以下「候補者」という。）決定までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、⑧に示す指定公金事務取扱者の指定に係る審査は、参加資格確認において仮審査を行うものとし、候補者決定後、高知市指定公金事務取扱者の指定に係る事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第４条第２項に規定する「指定公金事務取扱者申出書（様式第１号）」の提出後に本審査を行うものとする。

①　弁護士法第 57 条第１項第２号から第４号まで及び同条第２項第２号から第４号に規定する懲戒処分を受けていないこと。

②　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第２項各号の規定に該当しない者

③　高知市競争入札指名停止措置要綱（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない又は本市指名停止要綱の対象となる事案に該当しない者であること。

④　破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第１項若しくは第 19 条第１項若しくは第２項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者は、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

⑤　代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第４条各号のいずれにも該当しない者

⑥　市町村税、都道府県税及び国税（法人税、消費税及び地方消費税並びに源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分））を滞納していない者

⑦　社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金）を滞納していない者

⑧　指定公金事務取扱者としての指定要件を満たしていること。

ア　資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること。

イ　累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。

ウ　経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。

エ　コンプライアンス体制、個人情報管理体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。

４　スケジュール

令和８年 11 月 24 日（火）　募集要領等の公告

令和８年 12 月 10 日（木）　質問提出期限

令和８年 12 月 14 日（月）　質問に対する回答

令和８年 12 月 22 日（火）　債権一覧（詳細）交付申請及び参加意向申出書提出期限
令和９年　１月 15 日（金）　参加資格確認結果通知
令和９年　２月　１日（月）　企画提案書等提出期限
令和９年　２月 10 日（水）　企画提案書の審査（プレゼンテーション）の実施
（令和９年２月 12 日（金）予備日）
令和９年　２月中旬　候補者決定・通知　※ 選定結果は提案者全員に対し通知
令和９年　３月上旬　契約締結

５　債権一覧（詳細）交付申請

本市が回収業務を委託する債権は仕様書別表１「委託予定債権一覧」のとおりである。債権の詳細については、債権一覧（詳細）交付申請を行った者に「債権一覧（詳細）」（債権種別ごとの件数、未収債権額、近年の徴収率、未収金額分布、未納期間分布、年齢分布等を記載）を提供することとし、交付申請書受付後に本市から「債権一覧（詳細）」を電子メールにて送付する。

(1)　債権一覧（詳細）交付申請に係る提出書類
債権一覧（詳細）交付申請書（様式第１号）

(2)　提出先
「13　書類の提出先及び問い合わせ先」のとおり

(3)　提出方法
持参、郵送又は電子メールにより行うこととし、電子メールによる場合は、必ず電話により到達を確認すること。

(4)　提出期限
令和８年12月22日（火）16時
※郵送の場合は、令和８年12月22日（火）必着とする。

６　質問の提出及び回答

(1)　質問方法
質問書（様式第８号）を提出すること。

(2)　提出先
「13　書類の提出先及び問い合わせ先」のとおり

(3)　提出方法
持参又は電子メールにより行うこととし、電子メールによる場合は、必ず電話により到達を確認すること。なお、郵送、電話及び口頭による質問は受け付けない。

(4)　提出期限
令和８年 12 月 10 日（木）12 時

(5)　回答方法
質問に対する回答は、令和８年 12 月 14 日（月）に高知市税務管理課ホームページ（https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/15/）に掲載する。

7　参加意向申出書等の提出及び資格審査

(1)　参加意向申出に係る提出書類

単独で参加する者については①から⑫を、共同事業体により参加する者については①から⑭（③から⑩については共同事業体を構成する全ての弁護士等のもの）を提出すること。

①　参加意向申出書（様式第２号）
②　団体等概要書（様式第３号）
③　弁護士会に所属している証明書（弁護士の場合）
④　登記事項証明書（履歴事項全部証明書、写し可、弁護士法人の場合）
⑤　暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第４号）
⑥　財務諸表
⑦　国税に係る納税証明書（写し可）
⑧　都道府県税に係る納税証明書（写し可）
⑨　市町村税に係る納税証明書（写し可）（所在地が東京23区の場合は提出不要）
⑩　社会保険料納入確認（申請）書（様式第５号）
（社会保険未加入の場合は国民健康保険料完納証明書）
⑪　参加資格要件確認書（様式第６号）
⑫　委任状（様式第７号）
単独で参加：契約等について委任関係がなければ提出不要
共同事業体：共同事業体の代表者を受任者とし、各構成員が委任者として提出すること。なお、記入の際には、各団体の所在地、商号（名称）、代表者名を明記し、各団体の代表者印を押印すること。弁護士個人の場合は、住所、氏名を明記し、押印すること。
⑬　共同事業体構成員名簿（様式第11号）
⑭　共同事業体協定書（様式第12号）

【注意事項】

・　財務諸表については、直近１事業年度分の決算書類を提出してください。
法人⇒貸借対照表及び損益計算書
個人⇒青色申告決算書（決算書を含む）及び確定申告書の写し。白色申告の場合は確定申告書及び収支内訳書（事務所の決算状況が分かる資料）の写し。
・　市町村税及び都道府県税に係る納税証明については、本社所在地の自治体が発行する滞納がないことが分かる証明書を提出すること。滞納がないことが分かる証明書が発行されない市町村及び都道府県については、課税されている納期到来分の直近２事業年度（２年間分）の納税証明書を提出すること。
・　国税に係る納税証明については、本社所在地を管轄する税務署が発行する未納税額のない証明書【証明書の種類：その３】（その他欄に「源泉所得税及び復興特別所得税」と記載し請求）を提出すること。
法人⇒法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分）
個人⇒申告所得税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分）
※ 証明書の種類『その３の２』や『その３の３』では、源泉所得税に未納がないことが記載されません。
・　社会保険料に係る納入確認については、直近２年間に納期が到来する健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金について、年金事務所が発行する社会保険料納入証明書または高知市様式（様式第５号）に確認印が押印されたものを提出すること。
・　国民健康保険料に係る納入確認については、所在地の自治体が発行する滞納がないことが分かる証明書を提出すること。健康保険組合等に加入の場合は、加入団体が発行する、滞納がないことが分かる証明書を提出すること。
・　官公署の証明書類は、申請日から遡って３か月以内に発行されたものに限る。

(2)　提出先

「13　書類の提出先及び問い合わせ先」のとおり

(3)　提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便に限る。）

(4)　提出期限

令和８年12月22日（火）16時

※郵送の場合は、令和８年12月22日（火）必着とする。

(5)　資格審査

参加意向申出書の提出があった者について、参加資格要件を満たしているか確認を行い、参加資格確認結果通知を送付する。なお、失格となった者は通知を受けた日の翌日から起算して７日以内にその理由について説明を求めることができる。

８　企画提案書の提出等

参加資格確認結果通知により参加資格を有すると認められた者は、以下の書類を提出すること。

(1)　提出書類

①　企画提案書（様式第９号）

②　情報非公開希望申立書（様式第 10 号）（非公開希望がない場合でも必ず提出すること。）

(2)　提出先

「13　書類の提出先及び問い合わせ先」のとおり

(3)　提出方法

持参、郵送又は電子メール（郵送の場合は書留郵便に限る。）により行うこととし、電子メールによる場合は、必ず電話により到達を確認すること。

※電子メールで提出する場合は、ＰＤＦ形式で提出すること。

(4)　提出期限

令和９年２月１日（月）16 時

※郵送の場合は、令和９年２月１日（月）必着とする。

９　審査及び評価基準等

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により実施

《一次審査》

参加資格要件の確認のための資格審査を実施し、企画提案書の提出者を選定する。

《二次審査》

企画提案書、会社概要等についてのプレゼンテーションを実施し、本市が設置する「高知市債権回収業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査する。なお、詳細については一次審査の有資格通知を受けた者へ別途通知する。

①　実施場所

現地（高知市役所本庁舎）又はオンライン（Zoom）

② プレゼンテーション内容及び実施時間

プレゼンテーションは提出した企画提案書に沿って行うものとし、説明は 30 分以内、質疑は 15 分程度とする。現地でプレゼンテーションを行う場合にプロジェクターを使用するときは、事前に本市にその旨を連絡するものとし、スクリーン及びプロジェクター以外の機器は各者用意すること。

(2) 選定委員会

委員長１名、副委員長１名、委員３名で構成する。

(3) 評価基準

一次審査の参加要件は、「３　参加資格要件」を全て満たすこととする。

二次審査の選定基準は別紙１「高知市債権回収業務委託プロポーザル選定基準」のとおりとする。

(4) 候補者の決定

候補者は、選定委員会の合計得点が最も高い提案者とする。ただし、最低基準点（審査員全員の総得点が満点（1400 点）の場合の 60%の点をいう。以下同じ。）以上の者だけを候補者の選定対象とし、本プロポーザルの企画提案者が１者のみであっても、最低基準点以上でなければ選定しない。

なお、最高点数の者が同点で２者以上ある場合は、選定基準の審査項目のうち、「業務実施内容及び手法」の得点が高い者を候補者とする。また、「業務実施内容及び手法」の得点も同点の場合は、「業務実施方針」の得点が高い者を候補者とする。さらに、「業務実施方針」の得点も同点の場合は、選定委員会で協議の上、候補者を選定する。

候補者が参加要件を有しなくなった場合又は辞退した場合は、次点者を候補者とする。

(5) 審査結果通知

一次審査結果は、参加意向申出者全員に書面で通知する。

二次審査結果は、企画提案書の提出者全員に書面で通知する。また、候補者の名称及び所在地、総得点、その他の参加者（「Ｂ社」「Ｃ社」等と記載）の総得点を高知市税務管理課ホームページで公表する。

(6) 契約の締結

候補者と契約締結の交渉を行う。候補者が契約を締結しない場合は、次点者から順次、契約交渉を行い、合意に達した者と契約を締結する。

契約の締結に関しては、企画提案の詳細について本市と協議・調整の上、企画提案書の内容を一部変更し契約を締結する場合がある。

10　その他（失格等に関する事項）

(1) 次のいずれかに該当することが明らかになったときは、失格となることがある。

① 参加資格要件を満たさなくなったとき

② 提出書類に虚偽の記載をしたとき

③ 提出書類に不備があった、又は指示した事項に違反したとき

④　選定委員会の委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められたとき

⑤　その他、選定委員会が社会通念に照らし失格に当たる理由があると認めるとき

(2)　契約相手方の候補者決定から契約締結日までの間において、次に該当した時は、契約候補の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。

①　参加資格要件を満たさなくなったとき

②　本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき

11　指定公金事務取扱者の指定について

本業務は公金の収納等が委託内容に含まれるため、本市から地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の２第１項に規定する指定公金事務取扱者の指定を受けるものとし、また、同法第 243 条の２第８項の規定に基づく会計管理者による検査を受けるものとする。

なお、本業務における公金取扱業務の一部を再委託する場合、再委託先についても同様とする。

12　その他留意事項

(1)　公募手続において使用する言語は日本語、通貨は円とする。

(2)　他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合は失格とする。

(3)　事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合は失格とする。

(4)　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合は失格とする。

(5)　参加意向申出書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の本市との契約等について不利になることはない。

(6)　企画提案に要する費用（企画提案書の作成に要する費用）は全て参加者の負担とする。

(7)　提出書類等が期限までに提出されなかった場合は、いかなる場合においても受理しない。

(8)　プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできない。

(9)　提出書類等は必要に応じて複写する（庁内及び選定委員会での使用に限る）。

(10)　提出書類等は返却しない。

(11)　提出書類等は、高知市行政情報公開条例（平成 12 年条例第 68 号）に基づく公開請求があった場合には対象文書として原則公開することになる。

なお、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第９条第１項第３号の規定により客観的に判断した結果、非公開とできる場合がある。提出書類等において、当該規定により非公開とすることを希望する場合は、情報非公開希望申立書（様式第 10 号）により、非公開を希望する部分と公開により利益が害される具体的な理由を明示すること。ただし、本市での検討の結果、公開となる場合もある。なお、非公開を希望する部分が無い場合でも、「該当なし」と記載し、当該申立書は必ず提出すること。

(12)　提出期限以降における提案書類等の差し替え及び再提出は原則認めない。

(13) 提出書類等の記載事項が虚偽であったことが判明した場合は、その時点で失格とする。
(14) 委託契約の締結に際しては、企画提案の詳細について別途協議・調整の上、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
(15) 選定結果等についての不服及び異議申立てがある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して７日以内に、その理由について説明を求めることができる。その場合、本市が開示しても差し支えないと判断した項目に限り回答する。
(16) 候補者は、本市との協議・調整後に見積書を提出するとともに、要綱第４条第２項に規定する「指定公金事務取扱者申出書（様式第１号)」を本市に提出するものとする。
(17) 当該委託業務は本市保有個人情報取扱業務であり、『別記「個人情報取扱特記事項」』を遵守すること。
（※『別記「個人情報取扱特記事項」』: 高知市広聴広報課ホームページ参照）
(18) 本案件は、電子契約が可能である。希望する場合は、候補者の決定を受けた日以降、直ちに『別記様式「電子契約利用承諾書」』を電子メールの方法により当課に提出すること。（※『別記様式「電子契約利用承諾書」』: 契約課ホームページ参照）

13 書類の提出先及び問い合わせ先

〒780-8571 高知市本町五丁目１－45　本庁舎 ２階
財務部 税務管理課 債権管理室　担当：杉本・津野・濵口
電話番号：088-823-8872
FAX番号：088-823-9497
メールアドレス：kc-051100@city.kochi.lg.jp